

第1回文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会
世界文化遺産特別委員会議事録

1. 開催日 平成25年4月19日（金）11:00～13:00
2. 場所 中央合同庁舎第7号館東館（文部科学省）3階 3F2特別会議室
3. 出席者 委員 稲葉委員、岡田委員、小野委員、河野委員、小浦委員、小風委員
五味委員、斎藤委員、佐藤（禎）委員、清水委員、中村委員
西村委員、藤原委員
文化庁 近藤長官、河村次長、石野文化財部長、榎本記念物課長
村田参事官、小林世界文化遺産室長、本中主任文化財調査官
西文化財調査官
オブザーバー 神崎委員（部会委員）、内田委員（部会委員）

4. 議事内容

※議題1は、規定により非公開。

- ・ 委員長に西村委員、委員長代理に稲葉委員が選出された。

（傍聴者入室）

【西村委員長】 それでは、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

御承知のとおり、世界遺産というのは保全するために世界の宝を登録するという仕組みでありますので、本来ならば一覧表に載っている資産をいかに今後保存するかということが一番大事な使命であるわけなんですけれども、世界遺産委員会でもそのことも議論されますけれども、それよりも、どうやって登録するかというところに時間といろいろな人の関心が割かれているというのが現状であります。その意味で言うと、本来の姿から少し逸脱しているところがあると思っております、登録したものをいかに守っていくかというところに本来の関心をもう一回振り向けないといけないんじゃないかと思えます。そのことは、ICOMOS、世界遺産委員会だけではなくて、それぞれの国も同じような状況にあるのではないかと思います。今日も実際に一覧表に登載してある資産の保存状況についての御報告もあると聞いておりますので、ここも非常に重要な課題ではないかと思います。

一方で、暫定一覧表に載っているものをどういうふうにするか、先に進めていくかということは大変大きな課題でありますし、皆さんの関心も高いということでもあります。暫定一覧表の改定に当たって、それぞれの地元から推薦していただくという仕組みを取り入れたことから、非常に関心が全国的に高まって、理解が進んだという側面もあるんですけれども、それぞれの暫定リストの改定からしばらく時間がたちまして、ちょうどそれぞれの改定された中身の提案が同じぐらいのタイミングで整ってきているという状況の中で、1年に1件しか推薦できなくなったということもあって、非常に難しい議論をしなくちゃいけないんじゃないかと思えます。

そういう意味では、なかなか難しい議論をこれからやらないといけないんですけれども、是非透明で公正な議論をお願いしたいと思います。私もそのかじ取りをできる限り進めさ

せていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは続いて、事務局より、議題 2 になりますけれども、ワーキンググループの設置について説明をお願ひしたいと思ひます。

【小林世界文化遺産室長】 それでは、お手元の資料 2 と資料 3 でございます。

資料 2 につきましては、ワーキンググループの設置（案）でございます。世界遺産暫定一覧表の候補と世界遺産推薦候補の選定に関しまして、専門的な観点から十分な審議を行っていただくため、このようなワーキンググループを前期に引き継いで設置するという案でございます。

前期御出席いただきました先生方におかれましては、同じ内容になるかと存じますが、第 1 から第 5 ワーキンググループまでとなっております、第 5 ワーキンググループは全体にかかる課題、第 1 から第 4 までは、各時代や種類、各専門分野に基づいたワーキンググループとなっております。

調査事項といたしましては、暫定一覧表の候補、世界遺産推薦候補に関すること、それからそれぞれの課題に関することとなっております。

また、こちらの資料 2 のワーキンググループの設置をお認めいただく場合は、資料 3 の各ワーキンググループに属する委員につきましては、特別委員会の委員長から御指名いただくこととなっておりますけれども、資料 3 で案を事務局で作成させていただきました。基本的には、前期お願ひいたしました委員とほぼ同じでございますが、第 4 ワーキンググループで新任に今橋先生に入っている点が変更点でございます。

以上です。

【西村委員長】 ありがとうございます。それでは、この点につきまして何か御質問ありますでしょうか。ほぼ大半の先生は留任していただくということになっているわけです。よろしいでしょうか。

それでは、資料 3 の各特別委員会のワーキンググループの名簿につきましては、この資料 2 をお認めいただけるということであれば、形式的には委員長が指名するということになっておりますので、特に御意見がなければこの事務局案どおりにしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【西村委員長】 ありがとうございます。それでは、ワーキンググループの設置等については、案のとおりにしたいと思ひます。

では、続きまして、議題 3、世界遺産一覧表記載資産の保全状況について、事務局から説明をお願ひいたします。

【小林世界文化遺産室長】 それでは、お手元の資料 4-1 と資料 4-2-1 を御準備ください。こちらは、先ほど西村委員長からも、世界遺産につきまして、既になっているところの保全は非常に重要な問題であるということをお指摘いただいたところでございますが、残念ながら、時間の関係もございまして、本日、資料 4-2-1 はそれぞれ読み上げて御説明するということはいたしません、資料 4-1 にまとめてございますように、この 1 年間に特に保全状況に関連して大きな動き、あるいは報道等があったものにつきまして特に御報告をさせていただきたいと存じます。

まず 1 つは、白川郷・五箇山の合掌造りの集落でございますけれども、こちらにつきま

して最近の動きといたしましては、もともと白川村の世界遺産マスタープランというものは既に策定されていたのですが、こちらは富山側でも包括的保存管理計画、南砺市でもそれをまだ作っていないということで、マスタープランを今回策定されまして、保全に関する住民参加の枠組みなどが明確化されたということでございます。

現時点では、岐阜県と富山県側の様々な集落の課題ですとか、そもそもの行政枠組みが異なるということで、それぞれ別々にそういった管理計画を策定して、むしろそれぞれの地域に合ったきめ細かい対応を目指すということをされているということでございますけれども、世界遺産全体としての包括的保存管理計画についてどうするかは今後の課題となっております。

また、一部で報道されてございましたけれども、白川郷における駐車場問題というのもございました。駐車場につきましては、地元で取組がなされておりまして、景観保全を行っていくために資産の範囲内での有料駐車場を住民が自主的に取りやめると。資産の外に村営の駐車場を設けて、その収入を資産の保全に活用するというスキームが定着されつつある状況でございます。

ただ、今回少し報道されておりましたのは、村営駐車場の近くで大規模な民営の駐車場が運営されてしまったということで、そちらの収入が村営駐車場の収益を圧迫してしまっていて、せっかくのスキームが十分に活用されないという状況にあると。ただ、今、住民のほうでも、そういったことについてどのようにするか検討を引き続きされているということを地元より伺っているところでございます。

それからもう一つ、原爆ドームにつきましては、耐震等に係る構造解析調査というのが行われたということで報告をいただいているところでございます。

広島市でこれまで様々蓄積されてきました専門的な基礎データを活用いたしまして、それを基にこの度構造解析を実施したということでございます。その解析結果からは、例えば想定される地震で即座に致命的な損傷を受けるとは考えにくいという一定の結果は出されましたけれども、今後より詳細な解析を行う必要があるということで、更に部分的にコア抜き調査などを実施するというところで伺っているところでございます。今後のスケジュールについては省略させていただきますが、1 ページの下にございます。

それから、古都奈良でございますけれども、第 35 回、2 年前の世界遺産におきまして、平城宮の保全状況について ICOMOS から要請事項を受けております。一つは、遷都 1300 年の際に設置されました仮設のお手洗いですとか、そういった来訪者用の施設について、計画が今後どうなっているのか明らかにすること。それから、二つ目は、大和北道路の建設に関する進捗状況をきちんと報告すること。それから、3 点目に、復元の問題につきまして、その計画の詳細や証拠などについて十分に説明をすることというこの 3 点でございます。これらにつきましては、前期の特別委員会での御説明ですが、今年の 3 月に世界遺産委員会に対する回答を行い、ユネスコ側の対応を待っているところでございます。今年の世界遺産委員会で議論される可能性もありますが、場合によっては議論されずに済むという状況にあります。十分に我々の説明で納得いただいた場合には、特にそのような議論は行われないということになります。

それから次でございますけれども、琉球王国のグスク及び関連遺産群でございます。こちらにつきましても、地元の御努力で包括的保存管理計画の策定がちょうどなされたとい

うことを聞いているところでございます。平成 14 年に沖縄県が策定しました世界遺産の保存・整備・活用に関する基本指針に基づいて、県と関係市町村で個別の構成資産の保存管理を進めてきたところでございますけれども、過去に世界遺産になったところには、当時そのような規定がなかったということもございまして、まだ統一的な管理計画が未策定だったという状況でございましたけれども、この度無事に包括的保存管理計画が策定されたという御報告でございます。

それから最後でございますけれども、紀伊山地でございますけれども、平成 23 年、2 年前の 9 月の台風 12 号の被害の復旧状況でございます。ユネスコに対しましては、台風発生直後に報告いたしまして、資産全体の、いわゆる紀伊山地の世界遺産としての OUV に大きな影響は与えていないということで報告しておりましたが、ただし、個別の構成資産についてはすぐに詳細な状況について報告できず、調査に時間を要するということで、適切なタイミングで再度報告することとしておりまして、まだ現状でも詳細な調査、復旧などを行っているところでございます。

ほとんどの箇所につきましては復旧が完了していると聞いておりますけれども、斜面の崩落で合計 220 メートルぐらいの参詣道に被害があった三重県の横垣峠道などにつきましては、平成 25 年度に林道の復旧を行い、迂回路を造るということを聞いているところでございます。

また、和歌山県におきましては、中辺路の三越峠付近で資産範囲 50 メートルほどを含む約 100 メートルの参詣道に崩落がありましたけれども、こちら 25 年、今年度及び 26 年度に林野庁が倒木処理と山腹の工事を実施しまして、27 年度に田辺市教育委員会が修理工事を行う予定と聞いておりまして、着々と復旧を進めているという状況でございます。

非常に駆け足で恐縮ですが、この 1 年間の主な大きな動きを中心に御報告させていただきました。

【西村委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの内容につきまして何か御質問等ありましたら伺いたいたすけれども。まず 1 点、ここに出てきている状況の報告書は、世界遺産センターにはこの内容で報告されるんですか。どういう形になっていきますでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 大きな問題については、別途報告をその度にしておりますが、例えば包括的保存管理計画のようなものにつきましては、定期報告の中で報告するなどでございます。

【西村委員長】 ということは、こういう形では報告してないけど、適宜タイミングを見計らってやっておられるということですね。

【小林世界文化遺産室長】 はい。

【西村委員長】 ありがとうございます。何か先生方もかなりのところにいろいろ御関わりだと思しますので、何かその点で補足などありましたら。中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 紀伊山地の復興ということで、大水害が起きましたので非常に心配もしておりました、できるところから着実に復興されているということで安堵いたしました。ちょうど 2 年前に私も参詣道、古道も歩いたことがありますので、なおさら少しでも安全が守られていけばいいなと願っています。

以上です。

【西村委員長】 ほかいかがでしょうか。何かあれば。

私も紀伊山地の方に関わっておりますけれども、この問題と、ほかに最近、ヘリテージランという、こういうところを走るという、そんなに大人数ではないんですけど、という動きがあって、それは地域振興にいいんじゃないかと考える自治体と、それはやはり信仰の道にふさわしくない、また道を傷めるんじゃないかと考える自治体があって、広い道なので、自治体によって対応が違って非常に困っているということがありまして、そういうふうなフィジカルな具体的な破壊ではなくても、使い方の問題をどういうふうに考えるかということもあるかなと思ひまして。何かほかにはないですか。よろしいですか。

それでは、本件については以上としたいと思います。

それでは、次の議題、4 番目、世界遺産暫定一覧表記載資産の準備状況について、文化庁から説明をお願いしたいと思います。

【小林世界文化遺産室長】 それでは、資料 5－1 と 5－2－1 を御準備いただけますでしょうか。資料 5－1 は、本日の会議資料のダイジェスト版でございまして、資料 5－2－1 はそれぞれ枝番をつけてございまして、これは文化庁が作成した資料ではなくて、準備をいただいている各自治体で作成された資料となっております。

資料 5－1 に基づいて少し今の準備状況につきまして、事務局として把握させていただいている範囲でまず御説明を申し上げたいと存じます。

まず、暫定リストに掲載されている資産でございますけれども、暫定リストに掲載された年の順に記述をさせていただいております。資料の構成といたしましては、まず A で作業状況につきまして、いわばユネスコの世界遺産推薦につきましては、非常にテクニカルに様々な資料を用意して準備、内容についても精査する必要があるわけでございますが、それぞれについてどの程度、客観的にどんな準備が進んでいるかというのが A の項目で記載されているところでございます。

また、B では、それぞれ現在の課題と思われる点につきまして、1 つは価値証明に関する課題、もう一つは保全管理に関する課題、それを大きく分けまして、現時点での課題を掲げさせていただいております。これは別に数が多い方が課題が多いということではございませんで、それぞれの準備状況に応じまして整理をさせていただいているところでございます。

また、C では、それぞれ準備の見通しということで記載されておりますが、それぞれの自治体で、いわば目標年次、いつ推薦を行う予定であるかという最終ゴールについての言及を資料 5－2－1 でされている自治体も多いわけですが、それに対して、課題や作業状況に照らして、現時点でどのような状況にあるかということで、現在の状況について御説明をさせていただいているという全体の構成になっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

まず、彦根城でございますが、こちらの作業状況についてですが、価値付けの観点では、いわゆる OUV、それから説明する基準適用の説明文というものが策定されているところでございます。価値の主張については、さらなる作業が必要だということ。

それから、緩衝地帯、バッファゾーンについては、今どのような範囲にするか検討中という状況でございます。

また、推薦書の作成につきましては、価値付けなどに関連する部分の素案をまず先行して作業を行っているというところで伺っております。

また、包括的保存管理計画については、現時点ではまだ着手されていないというところでございます。

現時点での課題ですが、価値証明に関しましては、既に登録されております姫路城との差別化というものが大きな価値証明に関する課題となっている。それから、国内のほかの城郭との比較検討、これはそもそも単独推薦として出せるかどうか、そういったことも含めて、いろいろな選択肢についての検討が必要だと。それからもう一つは、城下町の部分を資産とするかどうかの検討を行っているところである。それをどうするか決定する必要があるということで現在の状況があるというところでございます。

また、保全管理に関しましては、城下町部分を資産とする場合には、そこに対する法的担保措置、どのようにそれを保護するか、その法的措置について検討する必要があるという状況でございます。

以上の状況に照らしまして、自治体側といたしましては、平成 26 年度を一つの目標に推薦書の原案を策定する予定だということを伺っているところでございます。今申し上げました課題に対する方向性を確定してから具体の作業を開始するという必要があることを踏まえたと、現時点ではそれに対応するための期間が必要ではないかという認識で事務局としては受けとめております。

また次に、飛鳥・藤原でございますけれども、こちらにつきましては、平成 19 年度に暫定リストに掲載されてございますが、まず作業状況ですが、価値付けに関しましては、OUV と基準適用の説明文が作成されているところでございます。ただし、価値の主張については、どのような価値があるということを主張していくかということについては、更なる作業が必要な状況でございます。

また、緩衝地帯についても、範囲等についてまだ検討中というところでございます。

推薦書につきましては、今年度から作成作業に着手されると伺っているところでございます。

また、包括的保存管理計画については、項目などについて検討を始められたということをお伺いしております。

課題につきましては、まず価値に関するところでは、やはり我が国として価値あるのは当然なわけでございますけれども、それを世界遺産としての価値ということで検討する場合にどのような主張をしていくかということでございます。それから、比較研究を通じた資産のコンセプト、時代、場所をどのようにここに価値を見いだすか、ほかと比べてどうかという整理が必要ではないかというのが課題でございます。

また、保全管理につきましては、遺跡全体に対して史跡の指定範囲が限定的な資産がまだ含まれておりますことから、その範囲を決定して、必要な追加指定があればそれを行う必要がございます。

また、それでも対処できない部分の法的担保措置をどのように確保するか、全体として一貫した法的措置の考え方が説明できる、そういった検討が必要ではないかと。つまり、各部分で虫食いの、ここはこういう措置、ここはこういう措置ということだけではなくて、それをこの世界遺産全体を通じてどのような大きなコンセプトで保全措置を考えるか

というところの検討が必要になってくるのではないかと。それから、個別資産につきましても、まだ管理計画を策定する必要があるものがかなり多いということでございます。

また、準備の見通しですけれども、自治体側の推薦目標は平成 27 年度と現時点では伺っているところでございます。文化庁といたしましては、現時点では自治体が目標年度とする平成 27 年度の推薦には、今申し上げました課題などの解決が必要と認識しております。このような基本的な課題に一定の方向性を得た上で、具体的な作業を進める必要があるということを考えますと、それなりに期間を要するのではないかとということでございます。

次に、2 ページ目の (3) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産群でございます。

こちらの作業状況につきましては、価値付けについては確定した、

それから、緩衝地帯の範囲等についても確定しておりまして、法的担保措置についても既に完了しているという状況でございます。

また、推薦書の作成につきましても、既に完成しておりますけれども、日々いろいろな詳細な記述について見直し、ブラッシュアップ作業を複数回行っているというところがございます。

また、包括的保存管理計画についても既に作成をしておりますが、こちらにも記述がよりよくなるように、複数回見直しを行っているという状況でございます。

また、課題につきましては、一つは、推薦書の詳細な記述のさらなる精緻化ということで、これはいつまでも永遠に作業ができるわけでございますけれども、それを引き続き行っていくこと。

それから、管理計画につきましては、詳細な記述のこちらにも精緻化、それから翻訳して添付する書類の範囲など、どこまで必要か、そういった最終的な資料のセットの準備というところが最後の課題だと認識しております。

また、準備の見通しでございますけれども、自治体側の推薦目標は平成 25 年度、本年度中ということで伺っております。文化庁といたしましては、昨年度、こちらの特別委員会で御指摘いただきました課題について対応されているということを踏まえますと、現時点では推薦可能ではないかという判断を行っているところでございます。

それから、(4) 国立西洋美術館本館、ル・コルビジエでございます。これはほかの資産とは別の枠組みで検討が進められているものでございますが、日本、フランス、スイス、ベルギー、ドイツ、アルゼンチンの 6 か国の共同推薦でございまして、枠としてはフランスが推薦するという形になっております。既に世界遺産委員会で 2 回審議がされておまして、一番最近の委員会では記載延期となっているところでございます。現在もそのときの世界遺産委員会の決議に基づきまして、推薦国側のみならず、ICOMOS も交えた検討が行われている状況でございます。

作業状況ですが、6 か国全体として共通して主張する価値、それから資産の絞り込みについて現在検討中でございます。

それから、課題につきましては、西洋美術館の保存管理計画が、まだこれは改定する必要があるということ。それから、緩衝地帯の在り方について再検討を行うということが、前回の ICOMOS などの勧告を踏まえますと課題であると認識しております。

準備の見通しでございますけれども、フランス国内の状況に非常に影響を受けるわけで

すけれども、最短で平成 27 年度の推薦の見込みということをフランスから聞いているところでございます。我が国といたしましても、全体の準備状況を見ながら、西洋美術館に関する我が国の課題について準備を継続する必要があると認識しております。

それから、3 ページの (5) 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群でございます。

作業状況につきましては、価値付けにつきましては、主張する大枠は固まりつつある状況でございます。ただし、記述については、なお検討が必要という段階でございます。

また、緩衝地帯につきましては、範囲とその大枠の考え方についてはほぼ確定しておりますが、詳細については、まだ更なる検討が必要という状況です。

推薦書の作成については、全ての項目についての記述というものはなされておりますけれども、内容については更なる検討が必要という状況でございます。

それから、包括的保存管理計画の策定につきましては、具体的な作成作業にちょうど着手したところございまして、その構成を含めて検討が今後必要という状況でございます。

課題につきましては、まず価値については、主張する価値と保全状況に照らした資産選択の再検討が、特に北海道・北東北に限ることの説明の精緻化ですとか、構成資産選択が本当に今のものでよろしいのか、そういった更なる検討が必要ではないかということ。

それから、緩衝地帯の法的担保措置の更なる検討。

資産の保全に影響を及ぼす可能性がある道路などの要因について、どのように説明をするか、あるいはどのような今後の見通し、対応になるのかという検討が必要ではないかという状況でございます。

また、一部の資産については、部分的に抜けている保全措置の追加指定などが必要でございます。

準備の見通しでございますが、この資産につきましても、自治体側は平成 25 年度、今年度中の推薦を希望しております。文化庁といたしましては、今申し上げました課題ですとか、具体的な作業、例えば包括的保存管理計画の策定作業などが必要だということを踏まえますと、現時点では自治体が目標年度とする平成 25 年度の推薦というのはかなり困難ではないかと認識しているところでございます。

4 ページ目の (6) でございます。九州・山口の近代化産業遺産群でございます。

こちらにつきましては、「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」という昨年度の閣議決定に基づく枠組みで、国における取りまとめは、現在、内閣官房地域活性化統合事務局が担当されております。したがって、具体的な作業につきましては、外国人専門家などを含め、内閣官房と地元自治体、特に鹿児島県が中心となっている協議会を中心に進められているところでございます。

準備の見通しといたしましては、自治体側の推薦目標は平成 25 年度ということで伺っているところでございます。文化庁といたしましては、先ほど申し上げました閣議決定に従いまして、内閣官房から意見提出依頼を受けた場合には、こちらの委員会、それから部会における審議をお願いする予定でございます。

5 ページ目でございます。(7) 宗像・沖ノ島の関連遺産群でございます。

こちらの作業状況ですが、価値付けに関しては、主張の大枠は固まりつつある状況ですが、記述についてはなお検討が必要という状況です。

また、緩衝地帯につきましては、範囲とその大枠の考え方についてはほぼ確定しておりますけれども、詳細についてはまだ更なる検討、ブラッシュアップが必要ではないかという状況です。

推薦書の作成につきましては、価値付けなどに関連する部分から現在先行して作業をされているところでございます。

包括的保存管理計画の策定につきましては、今年度より具体的な作成作業に着手されると伺っています。

課題ですが、価値付けの説明ぶりの更なる検討、それから適用基準の検討、具体的には基準（ii）を含めるかどうかなどの検討がされているのですが、それらの検討を最終的に行う必要がある。

それから、対象とする時代の再検討などがまだ必要だと考えております。

それから、保全に関しましては、緩衝地帯の法的担保措置の更なる検討が必要だということでございます。

準備の見通しといたしましては、自治体側の推薦目標は平成 26 年度と伺っております。文化庁といたしましては、現時点では、自治体が目標年度とする平成 26 年度の推薦には、今申し上げました課題の解決が必要だと認識しておりますので、今後、それらのために必要となる作業を踏まえまして、それに相応の時間を要するのではないかと考えているところでございます。

それから、5 ページ目の下の（8）でございますけれども、佐渡鉱山の遺産群でございます。

こちらについては、作業状況ですが、価値付けについては OUV、それから基準適用の説明文が作成されているところでございますが、記述については、その中身についてはなお検討が必要である状況です。

それから、緩衝地帯については現在検討中でございます。

推薦書の作成は、今年度から作成作業に着手されるところでございます。

包括的管理計画の策定も同様に、今年度から着手というところでございます。

佐渡金山の課題ですが、こちらは比較研究を通じた世界遺産としての価値のさらなる検討が必要ではないか。特に東アジアを中心とした比較研究が必要ではないかと考えられます。

また、保全については、町並みの部分についての保全の方向性と、その法的担保措置の検討、それから個別の管理計画の検討がまだ必要な状況でございます。

準備の見通しといたしましては、自治体側の推薦目標は平成 27 年度と伺っておりますが、文化庁といたしましては、現時点では自治体が目標年度とする平成 27 年度の推薦には、やはり今挙げました課題の解決が必要と認識しているところでございます。先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、これらの課題に対して一定の方向性を見出すためには、それなりの時間、期間を要するのではないかと考えているところでございます。

6 ページの（9）でございますけれども、平成 22 年度に掲載されました百舌鳥・古市の古墳群でございます。

こちらの作業状況でございますが、まず価値付けにつきましては、主張の大枠は固まりつつあるということで、こちら、ただし、具体的な記述については更なる検討が必要だ

ということでございます。

また、緩衝地帯につきましては、範囲とその大枠の考え方についてはほぼ確定しておりますが、詳細については更なる検討が必要だと考えております。

また、推薦書の作成につきましては、価値付けに関連する部分から先に先行して作業をされているところでございます。

包括的保存管理計画につきましては、今年度から具体的な作業に着手されたところでございます。

百舌鳥・古市の課題ですが、価値につきましては、OUV 適用基準の説明、価値付けの説明ぶりの更なる検討が必要ではないかということ。それから、資産選択について、なぜそのような選択をするのかという論理ですとか、完全性についての説明がもう少し必要ではないかと考えております。

保全につきましては、資産全体としての管理体制の検討ですとか、集濠集堤部分の法的担保措置の検討、緩衝地帯の保全の在り方の検討などがまだ必要だと考えております。

また、準備の見通しにつきましては、自治体側の推薦目標は平成 25 年度ということでございますが、文化庁といたしましては、これらの様々な課題や作業、特に包括的保存管理計画の策定などがございますので、その必要性を考えますと、現時点では平成 25 年度の推薦というのはかなり困難な状況ではないかと認識しているところでございます。

最後に 7 ページの (10) でございますが、これもほかとは、昨年度、平成 24 年度に暫定リストに掲載されたばかりでございますので、少々違う枠組みでの御説明になりますけれども、平成 23 年度に 2 回目の推薦によって世界遺産リストに掲載されたものでございますけれども、最初の政府の推薦時に含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかった資産等について、このたび拡張登録を目指すものでございます。

課題につきましては、資産に関する調査研究の実施がまずは必要ということで、準備の見通しは、まずは当面 5 年をかけて、そういった調査研究、シンポジウムなどを専門的に行って検討を進めていく予定だということ伺っているところでございます。

8 ページ、最後のページでございますけれども、これは詳しい御説明は省略させていただきますけれども、既に推薦書を提出している資産についてでございます。武家の古都・鎌倉に関しましては、今後、世界遺産全体の理解を地域で得るためのガイダンスセンターの設置などの検討が進められていると伺っております。

また、富士山につきましては、前期の最後に御報告申し上げましたが、富士山の ICOMOS からの追加情報要請に対応したところでございます。

また、報道もかなりされているところでございますが、持続可能な保全を確保するためのいわゆる入山料などの検討が進められているところでございます。

さらに、こちらも世界遺産センターの設置に関して地元で検討が進められていると伺っております。

最後に、富岡製糸場と絹産業遺産群でございますけれども、こちらは 2 月に正式な推薦を行ったばかりでございますが、これは製糸場の南側を流れる鐺川の崖が一部崩落してしまいましたけれども、今現在、暫定的な補強措置を完了したところでございます。

それから、東繭倉庫の屋根周りが劣化しまして、漆喰などが少し落下、5 センチぐらいのものが落下するということがございましたけれども、これも現在、ネットによる応急措

置を行う予定だということで対応しているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございました。これから少し議論をして、また御質問を受けたいと思うんですけれども、それぞれ個別の中身に関しては、今後、ワーキンググループで議論していただくことになりますので、今日は全体の大枠ですとか、今後の見通しみたいなものに関していろいろな質問、コメントを頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。斎藤委員、お願いします。

【斎藤委員】 今事務局の説明をお聞きして問題なのは、九州・山口の近代化産業遺産群ですね。この資産は内閣官房で進めているのでということで、文化庁では詳しい情報は承知していないということですが、資料 5－2－6 の 5 ページを見ていただくと、推薦に向けた課題として、第 2 段落のところに、「保全委員会」が設置される予定であるとか、第 3 段落のところの「意見交換、意思決定を行うこととしている」ということがあり、また (4) のところに「具体的に検討しているところである」、「行う予定である」とあって、2 の文化財指定のところも、「本年 6 月の文化審議会における指定決定の答申を得るための意見具申に至らないと考えられる」とあって、まだまだ、何も決まっていないという状況に思われます。自治体側の予定では平成 25 年度に推薦としているのですね。

この資産の窓口が内閣官房であるということは理解していますが、文化庁としてこの資産に対してどのように関与しているのかということと、具体的な進捗状況あるいは課題について、どのように認識されているのかということについてお答えいただければと思います。

【西村委員長】 お願いします。

【小林世界文化遺産室長】 御質問の最初の文化庁としての関与でございますけれども、先ほど御紹介いたしました閣議決定でも規定されておりますが、文化庁といたしましては、非稼働と呼んでいる、つまり今動いていない、この推薦においては、民間企業が保有している資産ではない「非稼働」と整理されている資産につきまして、かかわっている状況でございます。

また、例えばそれぞれの専門家会議などを自治体で行われている場合には、その観点からオブザーバーとして出席をさせていただいております。

文化庁としての関与ということではございませんけれども、こちらの特別委員会、文化審議会では、今後、稼働も非稼働も含めて全体の御議論をいただくということで、本日、この準備状況報告書というものは、ほかの資産と同様に準備させていただきました。

文化庁として全体像は把握してない部分もあるのですが、専門家会議等に出席した調査官から少し報告させていただきます。

【西文化財調査官】 九州・山口についての文化庁の関わり全体については、今室長から御報告を申し上げたとおりです。非常にたくさん資産がございますので、また産業遺産ということで非常に難しい部分もございますので、自治体でいろいろそれぞれの課題を努力されているところです。

稼働の部分につきましては、一番最後の九州・山口のための専門家委員会等でもそれぞれ議論されているんですけれども、稼働については、この前、最後の専門家委員会がございましたけれども、特に稼働の部分の、九州・山口の場合、CMP という形でおっしゃっていますけれども、エリアの管理計画等についてはまだ提示をされておらなかったの

で、そのあたりが、稼働の管理計画というのは、基本的には私どもではなくて、内閣官房がカバーされるということでございますけれども、それにしても、いずれにしても、推薦全体としてどういうことなのかということは当然整合性をとる必要がありますので、そのあたりがどうなっているのかという進捗状況も含めて、つかみかねている状況ではございます。

【西村委員長】 どうぞ。

【斎藤委員】 長崎の教会群など、九州・山口以外の資産については、文化庁でもそれぞれの資産を担当されている人がいるので、詳しくお答えいただけると思います。しかし、九州・山口については、内閣官房が窓口だから詳しくはわからないという話でしたら、この委員会の場に、窓口である内閣官房の担当者に来ていただかないと、我々としては議論ができませんよね。それでありながら、突然 25 年度に推薦するから、今年の夏に突然、推薦書が出てきて、何も分からないうちに決めろと言われても、我々としては困ります。九州・山口の資産に関してよく分かっている担当者に参加していただくということを考えてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【西村委員長】 どうぞ。

【榎本記念物課長】 ありがとうございます。進め方に関しましては、また委員長とも御相談したいと思います。

【西村委員長】 今後、具体的な審議はワーキンググループも開かれますので、そこでどういう形で関与してもらうかということに関しては検討したいと思います。ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。岡田委員、お願いします。

【岡田委員】 今の斎藤委員の御意見も踏まえてですけれども、この九・山に関しては、内閣府で検討を進めるということが閣議決定されたということなんですけれども、その前提としてここで確認しておきたいんですけれども、稼働資産について文化庁ないしは文化財保護法では扱い切れないということを文化庁として九・山協議会、あるいは内閣の方にそういうことを、見解を表明されたことはないですよ。だから、稼働資産について、史跡なり文化財保護法としては扱わないから内閣府でこの九・山を扱うというふうになったということではないんだろうと私は理解しているんですけれども、その辺の理解はいかがでしょうか。

【西村委員長】 どうぞ。では、石野部長。

【石野文化財部長】 閣議決定等に関係してくる話ですけれども、今、手元に持っておりませんけれども、稼働資産の部分、これについては、どういう保全措置の法的担保措置をとるかということにつきまして、閣議決定の中には最も適当な法律に基づく保全措置、又はその当事者と国、地方公共団体との協定等という形で幾つかの例が書いてあるんですね。ですから、その中でそれぞれの稼働資産の所有者等との関係でどういう担保措置をとるかという意味での一般的な書き方をしておりますので、岡田委員の話にありましたように、最も適当な法律に基づく担保措置という中で、文化財保護法が一般論として排除されているという規定にはなっておりません。ただ、今回の九州・山口の場合に、稼働資産の所有者について、文化財保護法によらない保全措置をとりたいというお話をされておりますので、内閣官房でほかの方法に基づく調整をされておるという状況だと理解しています。

【西村委員長】 何かこの点に関して。どうぞ、小風委員。

【小風委員】 斎藤委員、岡田委員の御発言を踏まえてお聞きしたいんですけども、法的担保措置として文化財保護法が適用されるか否かということで、稼働資産か非稼働資産かという分け方がされていると思うんですけども、世界遺産として推薦する場合には、国として推薦するわけですから、稼働であるか非稼働であるかということは別として、保全担保措置をどうするかということと同時に、それが世界遺産として価値があるんだということをいかに証明するか、それを国としてどう考えているのかということを出していくときに、稼働も非稼働も本来はないはずだろうと思うんですね、世界遺産としてのまとまりとしては。

その部分に関して言えば、法的担保措置を担当する官庁がどこであるかということは抜きにして、やはりいかなる世界遺産としてこれを推薦していくかということに関して言えば、全体としての価値証明については文化庁は発言権を持っているわけでしょうし、当然、この特別委員会もそれに関しての発言権はあるんだろうと思うんですけども、その点について確認させていただけますか。

【西村委員長】 石野部長、お願いします。

【石野文化財部長】 繰り返しになりますけれども、この４ページに書いてございますように、閣議決定に基づいて本委員会及び部会における本委員会及び部会における審議を求める予定と書いてございますが、この閣議決定の内容につきまして、稼働部分、非稼働部分も含めた価値及び保全管理措置について、本委員会及び部会に審議を求めるという形で、非稼働部分だけ文化庁の審議会で御審議いただくというスキームにはなっておりませんので、これは稼働も非稼働も含めた全体像について文化審議会として審議をいただくという閣議決定の中のスキームになっておりますので、そういうことで、先ほど斎藤委員からも御提案ありましたけれども、どういう形で進めていくかということについては、委員長とよく御相談しながらしていきたいと思っております。

【西村委員長】 いずれにしても、万全の保存措置がとられてないといけないわけで、その方法が文化財保護法がほかのものになるか、それがうまくどう調整されているのかというのはきちんと見ないと、ものによっては稼働の部分と非稼働の部分が一体になっているものもありますので、全体を見ないと分からないことがあるわけですね。それに関しては、きちんとここでも議論ができるようなステージがあるということだと思います。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【斎藤委員】 今日、この場に報道の方も来られているので、強調しておきたいのですが、文化財保護法による文化財指定は、砂防ダムや琵琶湖疏水などの稼働遺産もたくさん指定し、管理しています。決して稼働遺産を文化財保護法から対象外にしなければならぬ理由は有りません。所有者の都合によって文化財保護法以外で保存を図りたいというのは基本的にはおかしい話だと私は思います。何らかの形で文化財保護法による関与といいますか、担保というのは当然あるべきだと思います。

【西村委員長】 ただ、今回提出している鎌倉でも、文化財保護法だけで守っているわけじゃないんですよ。古都保存法で守ってたり、富士山でも、自然公園で守ってたりするので、ある意味、いろいろなものを調整しながらやっているわけなんですね。ただ、もちろん、文化財的なものに関して、文化庁がもう少し柔軟に文化財として取り込める努力

をこれからも進めていただきたいと思います。

【斎藤委員】 私が言ってる意味は、世界遺産に登録するときに、文化財保護法以外の保存でもそれはそれでいいのですが、稼働遺産であるから文化財保護法で保護できないと思われているのでしたら、それは誤解ですので、是非それは理解していただきたいと思います。

【西村委員長】 既に稼働だけれども、文化財になっているものもあるということですね。ですから、その辺の誤解がないようにということ。

それでは、小浦委員。

【小浦委員】 同じ観点ですけど、生産機能だから稼働と言っているわけで、例えば集落であったり、先ほど話題になっていましたけれども、生活しているところも対象に議論しています。包括的な価値づけはきちんとここで文化庁として検討するものとし、どう守っていくかという選択肢は様々な制度やしくみを組み合わせていくという、そういう検討スキームを明快にしておいた方が、議論がしやすいと思いました。

【西村委員長】 ありがとうございます。ほかの御意見いかがでしょうか。ほかの論点でも構いませんけれども、何か。いかがでしょうか。

では、私からも、5－1でいろいろなコメントを、見通しということを述べられているわけなんですけれども、恐らく5－2でいろいろ自治体が作成したものが判断根拠になっていると思うんですけど、これ以外にもいろいろ自治体は様々な準備のものをつくっているわけで、恐らくそういうもの全体を見ないと最終的な判断はできないし、事務局が最終的な判断をするわけではなくて、ワーキンググループやこの特別委員会でやるわけなので、その意味では、今あるいろいろな作業途中のものも含めて、何か協議できるものをきちんと出していただいて、それを基に議論するというので、初めて今の進捗状況が分かるんじゃないかと思うんですね。ですから、そういうことは是非個別審査のところをお願いしたいと思います。要望ですけど。

【小林世界文化遺産室長】 本日はあくまでもこれまでの準備状況報告書をいただいたり、あるいは文化庁としてオブザーバーとして御準備されている各自治体といろいろ協議をさせていただいている中で把握したものをまとめて整理させていただいておりますが、今委員長おっしゃったように、例えば推薦書の基になる作業の文章ですとか、そういったものを基に、また引き続きワーキンググループでのより深い御議論をいただけたらと考えております。

【西村委員長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。どうぞ、五味委員。

【五味委員】 先ほどの話に戻っちゃうんですけど、日本が世界遺産として推薦しているわけですから、省庁間の対立にならないように、そこはきちんとやっていかないと、逆に言うと、対立が向こうに見えて駄目になっちゃうということにならないように、そのためには、きちんとそれぞれが審査をやるのが肝心なんだろうと思うんですね。ですから、それぞれの情報を共有しながら、どういうふうに審査をしていくかということを、できるだけ対立を防ぐ中でもっていいようにやっていただきたいと思います。

これはいろいろなところでも苦労はされているんだろうと私は思いますけれども、どうしても外から見るとそういうふうに見られる可能性があります。ただ、我々のところでは、基本的には従来の世界遺産の推進をずっと担ってきて、我々も審査をしてきた。そ

れが決して悪いわけではなくて、ちょっと違った形でもって出てきてしまったので、こういうことは最初から危惧してたんですけれども、そのあたりをうまくやっていただければと思います。

それと、今日、ここまでかなりはっきりした形のものが、見通しみたいなのが出てきているので、恐らく訳が分からないままワーキンググループの中に入っていくのではなくて、ある程度、こういうものが見えているというのを広く知ってもらって、しかし、でも、それはあくまでも現段階での整理の仕方ですので、これを見ると、1 つに決まっている方向みたいなのが見えてきているんですけれども、これはもう一度ワーキンググループで徹底的に議論していただければと考えて、私はこういうものを積極的に出されたのは英断であらうと思っております。

【西村委員長】 ありがとうございます。どうぞ、榎本課長。

【榎本記念物課長】 ありがとうございます。五味先生おっしゃいました点の中で、省庁間の対立といったことはございませんので、私ども閣議決定や手続にのっとって適正に進めていくということを旨としております。

以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。石野部長、その後、藤原委員。

【石野文化財部長】 若干蛇足的な補足をして恐縮ですが、例えば今の内閣官房地域活性化統合事務局にも、文化庁経験者も事務局の中に入っておりますし、活性化統合事務局の専任職員だけでなく、併任で、例えば私なんかも向こうの併任の肩書を持ったりして、オールジャパンで閣議決定に基づいて検討していこうということで、今榎本課長よりお話がありましたように、決して省庁間でけんかをしているということではなくて、粛々とそれぞれ議論して、いいものをオールジャパンとして出していきたいということでしておりますので、その点は是非。

【五味委員】 安心しました。

【西村委員長】 藤原委員、お願いします。

【藤原委員】 先ほどの暫定リストの中で、例えば佐渡鉱山の課題に、東アジアを中心とした比較研究の視点が課題であるという御説明がありましたけれども、アジアへの比較検討や国際比較みたいなことをやる際の国家間の協力というんでしょうか、そういったことを実はもう少し教えていただいたり、お示しいただきたいことがございます。

なぜならば、例えば金山だけではなくて、九州・山口の近代化産業遺産群に関しまして、いわば非ヨーロッパ社会における一つの近代化の大変よい表れだということで事を進めてきたわけですが、例えばお隣の中国でも 19 世紀に洋務運動というのをしっかりやっただ。どうも、中国でもこの洋務運動の足跡地を連ねて世界遺産化したいということも動いているようですので、国を越えての競争ではなくて協力のようなことをどのようにやっていったらいいんだろうかということもお示しいただければと思います。

【西村委員長】 ありがとうございます。特にこの暫定リストがこれほど広がった中で、各国の専門家を日本にお招きして議論する場が増えてきて、そういう相互理解は随分深まってきたんじゃないかと思うんですね。でも、一層そういうことの議論をやっていただきたいということですね。ありがとうございます。

ほかに何か。小野委員、お願いします。

【小野委員】 今日の説明の9番の百舌鳥・古市古墳群のことなんですけれども、ここでこういうふうに出ているんですけれども、例えば非常にたくさんの古墳が入ってしまっていて、その中には天皇陵がたくさん入っているんですね。これは世界遺産のときの条件になっている一定の法律によって保護されている。これはいろいろな保護法があるでしょうけれども、現状では文化財保護法の管理下にはないわけで。それから、一般に公開されているかという公開もされてないわけで。それがたくさんあるうちの一つや二つじゃなくて、かなりの数入っているわけですね。だから、これ、ワーキンググループでも検討されると思うんですけれども、しかし、これでいって最終的には ICOMOS のミッションなんかが来て調べるわけなんですけれども、そのときに入れないとか、そんなことが起きたときに、つまり、枠組みとして、推薦していくのはいいんですけれども、そういう非常に大きな問題がどこにも出てないのか、あるいはどう検討されているのか、その辺のところがちゃんとクリアになってないと、構造的な問題なので、どういくのかなと非常に心配なんですよね。その辺のところはどういうふうに議論されているのか。

【西村委員長】 今の点、いかがでしょうか。宮内庁との関係というようなことです。では、西調査官。

【西文化財調査官】 資料5-1はかなりまとめた形の文章にしておりますので、あまり具体的なことを細かくは書いてないんですが、先ほどの九州・山口の件でもありましたけれども、基本的には、こういう価値を主張して、それにのっとってきちんと管理ができると、文化財として、あるいは文化財として管理ができるというのが最も重要なところで、

問題は、それをどういう形でうまく推薦書あるいは保存管理計画の形で主張できるかというのが最大の課題でありますので、特に百舌鳥・古市については地元もいろいろ御検討されていますけれども、現状の文化財保護法以外の形で管理というものが、先ほどお話ありましたけれども、必ずしも文化財保護法の指定がなければ駄目というルールではありませんので、ただ、実際、こういう形できちんと管理をされています、だから価値が将来にわたって永続しますというのをうまく説明することが最大の課題かと考えています。

【西村委員長】 もう一つの点は、立ち入れないということもあるんですが。公開のことに関して何かありますか。

【西文化財調査官】 公開につきましては、非常に難しい問題でももちろんあるんですが、ほかの国の世界遺産でも、いわゆるお墓ですとか、あるいは地元のかた、国全体にとって非常に宗教的、精神的な意味を持っている場所があって、通常、一般に人が立ち入らないというものはございます。それぞれに応じてどこまで人が立ち入るか、一般にどこまで見れるようにしているか、あるいは調査に当たってどういう配慮がなされるかというのはかなりいろいろございますので、基本的には、必ずしも一般の公開という意味で人が立ち入っているということが必須であるとは考えていません。この辺りは当然、ほかのものをきちんと勉強して、今後も詰めていく必要はあろうかと思えますが。

【西村委員長】 ありがとうございます。その点に関して岡田委員。

【岡田委員】 例えば今小野先生から御指摘のあった百舌鳥・古市もそうですが、今日用意されております10件のうちのほとんど、西洋美術館は別かもしれませんが、シリアルな形でのノミネーション、彦根ですらそうなのかな。曖昧ですが。

5 番の北海道・東北の課題のところには、資産選択の再検討ということをわざわざ書かれているんですけども、ここにかかっている案件の大半が資産の確定はまだ十分じゃないんじゃないかと思うんですね。これだと東北以外、ほかのところ以外は構成資産が確定しているような、逆にそういうふうな捉え方をしかねないんですが、九州・山口はさすかにもう動かさないということを表明されたように思いますが、ほかのところはまだまだ確定には時間をかける必要があるんじゃないかと私は個人的な印象を持っておりますが、その辺いかがですか。

【西村委員長】 どうぞ。

【西文化財調査官】 先生おっしゃるとおりで、ここでいろいろな課題として、いわゆる価値についてもうちょっと詰める必要がある、あるいは更に検討しなくてはいけないという書きぶりをしているものがございますが、そうしたものは、当然、価値をどう主張するかということを考えるに当たっては、そのためにどういう資産を選択するかというのは当然セットでございますので、そういう意味では、資料のある意味では並びの書き方が十分配慮できてなかったかもしれませんが、それぞれ価値を検討していく中では、当然、どの範囲まで含める、あるいはどの資産を選択するということはセットで常に考えていく必要があらうかとは思います。

【西村委員長】 ほかの資産にも同じような課題として残されているということですね。斎藤委員、お願いします。

【斎藤委員】 先ほどの百舌鳥・古市に関連する話ですけ。公開できない資産としては、熊野古道の構成資産である大峰山が女人禁制で、それにあたります。それについては別に問題になっていないですよ。宗像・沖ノ島については、女人禁制でもあるし、なかなか男でも入れない場所であるわけで、そういう意味では、宗教的なところにある程度の公開の制限があるというのは理解されるといえますね。

もう一つの点ですけども、宮内庁が所管していて、文化財保護法で文化財に指定されていないという点については、皇室財産になっているのですから、皇室財産としての規制があり、保存は担保されていると考えられます。皇室財産は売却できないことになっていますので。そのうえで保存管理計画があれば、それは担保されているということになるかと思いますが、そういう書きぶりになってくるといえることですか。

【西村委員長】 どうぞ。

【西文化財調査官】 その辺りは、先ほどどういう表現をするかという話をしましたけれども、当然、既存の法令の書きぶりがどうなっているかですとか、あるいはそれと一体として具体的管理を実際どのようにされているか、いろいろな観点がございますけれども、やはり先ほど申し上げたように、きちんと相手に納得してもらえというのが大事な点でございまして、地元あるいはほかの関係する省庁の皆さんとも一緒にきちんと検討していきたいと思います。

【西村委員長】 ほかいかがでしょうか。全体的にはよろしいですか。

ありがとうございます。いろいろ議論が出ましたけれども、今年度1件しか推薦できないというところに、既に4件も目指している資産があるというので、何らか調整が必要だということで5－1のような紙を出された。全体として、これは事務局の判断ですけども、この中では長崎のキリスト教会群が進んでいるんじゃないかという御判断。また、九

州・山口に関しては、内閣府との調整がまだ進んでないので、きちんとそういうことも踏まえて議論する場を持っていただいてほしいということですね。一般的に稼働資産の扱いを、稼働資産は全く文化財にならないような誤解が一般に広がらないように、そういう工夫もしていただきたいということだったと思います。

ということで、全体として事務局としての方向性が示された。ただ、今後は、もっと詳しい資料をそれぞれの担当から出していただいて、きちんとした議論をワーキンググループで進めていただくということになると思います。全体としてはそういう形で今までの議論が進められたように思いますけれども。

どうぞ。

【斎藤委員】 長崎の教会群は昨年、推薦書が出ていますが、もう一度、ワーキングで議論するということですね。

それともう一つ、是非、文化庁にお願いしたいことがあります。暫定リストに登録されている遺産のいくつかが同時期に推薦を目指して提出されてくるわけですが、それらの候補が争った結果、結果的にどれも推薦できなかったとならないように、お願いします。確実に 25 年度に推薦できるように文化庁も是非体制を整えて支援していただきたいと思います。

【西村委員長】 ありがとうございます。小風委員。

【小風委員】 ワーキンググループでこれから御議論されるということで、突っ込んだ議論が展開されることと期待しておりますけれども、それとこの特別委員会あるいは部会で議論していくときに、あまり問題が蒸し返されないような形で、論点の交通整理を是非お願いしたいということなんです。もちろん、ワーキンググループに参加してれば、そういう問題はないんですけれども、全体として並んできますと、どの部分でどういう論点整理が必要なのかというのは、それぞれの委員会や部会のレベルにおいてそれぞれ変わってくると思います。特にこの特別委員会の場合は、こういう意味で実質的な議論が展開される場所でもありますので、是非ワーキンググループの結果というものが報告される委員会のときには、特に全国的に影響力の大きい問題が討議されることになると思いますので、論点の交通整理をよろしくお願いしたいと思います。

【西村委員長】 その点、よろしく願いいたします。

どうぞ、五味先生。

【五味委員】 そのワーキンググループなんですけど、今回、恐らく暫定一覧表に記載されているのが中心にはなると思うんですけれども、基本的にはそれ以外にもありますので、その点についてもかなりの部分は報告を求めて、そんなに審議する時間があるとは思いませんけれども、やはりそういう形でもってやっていただければと思います。

【西村委員長】 それはよろしいでしょうか。どうぞ、清水委員、お願いします。

【清水委員】 この会議では形式的なことしかできないという発言も先ほどありましたけど、実際、私も昨年 1 年間、この会議に参加してまして、会議としては実質的な議論があまりできないんですね。時間もとれない。実質的にはワーキングできちっとやられている。そのためのワーキングで出てきた論点というものの、あるいはほかのものとの論点というのをちゃんと明らかにしていただければ、僕はそれはそれでいいんですけど、ただ、私たちがそれぞれの世界遺産候補について検討するときに、実はここへ来たときに書類を見

せられるんですね。聞きたいことがあっても、書かれているかどうかをチェックするだけでも大変なんですよ。

そういう点では、できたら、やはりきちっと理解した上で責任持って賛成したいということもありますから、できたら、事前に、どういうことが議題になるということと、可能であれば、事前に対象になるものについての資料を読ませていただきたい。そうでないと、後の祭りになるという面が正直いろいろ感じるところもあるものですから、是非そういう運営をしていただければというお願いをして、特に今年の場合はかなりここだけ、25年度に出てくるものがかなりあるということですから、そういう点では比較もしなければならぬわけですね。そういう点でも、できたら、そういう運営をしていただければ助かりますというお願いです。

【西村委員長】 ありがとうございます。情報管理の面もあるので、非常に微妙な問題だと思いますけれども、工夫をしていただいて説明ができるとか、工夫をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【藤原委員】 今日だけでも 10 件の暫定リストに関するいろいろなお話を聞かせていただくことができたわけですが、冒頭長官がおっしゃいましたように、一気にハードルが高まったわけですね。そうなりますと、少なくとも平成 25 年度の議論もさることながら、実は下手すると 10 年先に追いやられてしまうものもこの中にあるということですね。この間、早い推薦にたどり着いたところは、それはそれでフォローしていく必要があると思うんですが、なかなか本当の最終的な推薦にたどり着かないところへのフォローというのはどのようにやっていけばよろしいのでしょうか。

【西村委員長】 何かこの点に関して。なかなか難しい質問ですけれども。

【石野文化財部長】 なかなか悩ましい話なんです、一つは、世界遺産登録に向かって、準備について私どもは技術的に支援をします。それから、それぞれの推薦に向かって準備されているところは、推薦の準備をすることによって地域の文化財についての再認識及び文化財保存についての活動が活発になって、それがプラスだとおっしゃっているところもありますので、そういう面については、私どもの方が技術的、あるいは様々な既存の予算事業も含めて支援して、それぞれの地域での文化財を中心にした地域の活性化につながる御支援というのは、いろいろな既存事業の組み合わせでもできるんじゃないかと思いますので、西村先生が保全が一番大事だとおっしゃっていますけれども、登録は当然大事ですけれども、準備の段階でも保全なり、活用、活性化というところにつながる支援というのは、私どもとしても、もう少し工夫しなきゃいけない部分もありますけれども、そういうマインドも持って対応していければなと思っております。

【西村委員長】 これは文化庁だけの話でないですけれども、いろいろな地域整備の中で、例えば電線が地下に埋設されたりとか、いろいろな公共施設のレベルが上がったりとか、いろいろな形で全体の環境が良くなっていったり、文化財を取り巻く一つの雰囲気が出てくると。長期に考えて、その地域にとって非常にいいことだと思うんですね。それがその後どういう形で着地するかは、それぞれの自治体の努力とストーリーの問題があると思いますけれども、少なくとも今石野部長がおっしゃったように、いろいろな形で全体としての地域をレベルアップすることには、それぞれの省庁が工夫を凝らして支援するこ

とはできるんじゃないかと思うんですね。

あまり世界遺産登録だけが最終目的となると、すごく時間がかかったりすることもありますし、特に先ほど紹介もあったように、無形の場合、大変な件数が後ろに並ぶ、300年かかるという説もあるので、ということにならないようにいろいろな工夫も考える必要があるんじゃないかなと思います。

ほかいかがですか。小浦委員、お願いします。

【小浦委員】 参考に教えていただきたいのですけれども、構成資産についての価値、あるいは登録に向けての価値を決めていくということについてはよく分かるのですけれども、それを守っていくときにバッファゾーンを決めますよね。それは結構地域によっては地域の人々の生活に関わってくるところがあって、資産とバッファゾーンの関係をどういうふうに考えて、どこをどう守って、今お話にあったように、地域に何らかの効果という言い方がいいのかどうかよく分からないんですけれども、保全の効果をどう考えるのか。見てみると、かなりバッファゾーンの中には集落とか入ってきていますので、その辺りのことについてはどういうふうに考えたらいいか、少しこれまでの考え方も含めて教えていただけるとありがたいと思うんですけど。

【西村委員長】 では、西調査官、お願いします。

【西文化財調査官】 バッファゾーンそのものの性格ですとか、どういう形で守っていくとか規制あるいはコントロールするか、それに付随してどういう範囲が適切かというのは、世界遺産委員会の中でも話題になることが非常に多いのは事実です。実際、保全状況の審査にかかるのも、資産そのものと同じぐらい、半分ぐらいはバッファでのいろいろな動きについて議論されるのが実態です。今先生おっしゃったように、やはり資産と一体になって地域がより広い意味で持続的な形で地域の皆さんが今後も資産を、ある意味では一体として守り続けられるということが非常に大事だと思うんですが、ただ、最近の世界遺産委員会の議論としては、どちらかというと、バッファそのものは、緩衝地帯がどういう場所で、そこをどうしていこうという観点よりは、よりある意味では狭い意味で、資産がこうですと。資産に対する影響がこういうことが想定されるので、これを守るためにはこれが必要なんですという、ある種の緩衝地帯その場所を考えるというよりは、資産に対して、まさしく狭義のバッファゾーンという感じのものへ若干シフトしている感じはございます。ただ、それは今までの長い議論で、どちらだということは常に、両方大事なことは確かですので、触れている中では、最近の専門家会議等ではやや、ある意味では狭い考え方の方に若干シフトしているかなという感覚は我々の方では持っております。

【西村委員長】 どうぞ、中村委員、お願いします。

【中村委員】 一言なんですけど、リストの中で彦根城がございすね。さっき藤原委員がおっしゃったように、10年、15年はすぐたつという話もありましたが、実際に平成4年の暫定リストですので、考えてみれば、今25年ですからもう21年。平成26年度、自治体としても目安にということで推薦書原案をとということが書いてありますが、いずれにしても、城下町の部分を資産とすとか、そういうことを考えていくと、10年、20年、25年もたつと、彦根の周辺の城下町の景観自体もどういうふうに変わっていくかわからない。そういうことももっと真剣に考えていく必要があるんじゃないか。城も含めて考えるのであれば、当然その辺りも、30年も近くなれば、活気のある彦根ですから、状況も変わっ

てくるということを十分我々も考えていかなきゃいけなくなる。やっぱり平成4年というのは重みを感じました。

【西村委員長】　そうですね。これはそれぞれのところで、城下町を入れるかどうかも含めて、今自治体で議論されておられるので、その議論を注目していきたいと思います。確かに長い期間かかっているのも、その間に状況も変わってしまうので、重要な御指摘だと思います。

ほかありますでしょうか。

【稲葉委員長代理】　先ほどのバッファゾーンに関する御質問なんですけれども、例えば沖ノ島では、現在、バッファゾーンについては確実にところを狭く見るかどうかということを議論しつつ、しかし地元の町並み保全のために必要な地域、歴史的意味があるより広域な地域については、かつてそれをバッファゾーンという言い方をしていたこともあると思うんですけれども、しかし、それはそれで大事なものとして地元で何らかの取り組み方を考えていきたいと宗像市では考えていると、私はそういうふうに理解しているんですけれども、両方が上手に地元のほうで調整できると一番地元のためになるということだと思います。

【小浦委員】　確かにバッファゾーンというのは、このように長期的に、持続的に世界遺産の保全を考えていく上では重要だと感じておりまして、熊野古道の参詣道も史跡としては点々として途切れているわけですね。それがバッファゾーンによってつながることで意味のあるネットワークとして見えてくるところもあるわけで、同じように、1つのエリアとしていくつかの資産の価値が位置付けられるということもあると思います。バッファゾーンの考え方では、制度上の問題と地域における課題とをうまく仕分けしながら、うまく連携しながらやっていけばいいんだろうなということを、今お聞きしていて思いました。ありがとうございます。

【西村委員長】　ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【稲葉委員長代理】　先ほど藤原委員から東アジアにおける比較研究というお話が出ました。ほかの暫定リストに載っているものを含めて、準備をしているところも含めて全てですけれども、比較研究の出発点はどうしても東アジア、あるいはアジア、この地域のアジアということになりますので、結構みんなそれぞれに苦労しているし、学術的にも非常に意義があるところだと思いますので、何らかの形で準備をしているところのアジア研究の横の連携ができると、学術的にも非常に意味のあることだと思いますので、それは大事なところだと思います。

【西村委員長】　前向きの提案をしていただきましてありがとうございます。どうぞ、五味委員。

【五味委員】　結局、資産を絞っていくとどうしても落ちざるを得ないところがある。それについて、でも、それは価値がないわけではないですし、国の史跡の指定、例えば平泉の柳之御所なんかもそうなんですけれども、ですから、そういう意味で言うと、世界遺産という名をてこにしてネットワークみたいなので、資産で落ちてしまうところもきっちりそれに対する対応をするんだということを国としても考えてもいいのではないかなと思うんですね。例えば北海道・東北地方の縄文、縄文なんて言うと、それこそ日本国中にあるわけで、なぜ絞るかというのは問題になると思うんですけれども、やっぱりそれなりにあ

る程度の価値基準で絞っていくと、どうしても落ちざるを得なくなる。そういうところをどういうふうにしてきちんと世界遺産並みに考えてあげることが文化財保護の1つのシステムだろうと思いますので、そのあたりも更に今後、こういうふうなところでもって、ワーキンググループがございましたね。第5でしたか、そういうところでも是非議論していただければと思います。

【西村委員長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。小風委員。

【小風委員】 それに関連して思い出したんですけれども、富岡の絹産業遺産群が指定されたときにやっぱり似たような議論がありまして、絹産業ネットワークというのを考えるというお話があったように記憶しております。あれも、できればというよりは、群馬県だけではなくて、絹産業と言え少なくとも長野、東日本、西日本にももちろんあるわけですが、ネットワーク全体として全国的に日本の遺産として捉えていくというアフターケアというんですか、そういうものが必要に、どの資産でも似たようなことがあると思うので、今御提案のあったようなこと、指定しておしまいというのではなくて、考えていく必要があるのではないかと思います。

【西村委員長】 どうぞ、西調査官。

【西文化財調査官】 若干補足をさせていただければと思うんです。先ほど東アジアの特に佐渡について比較検討というのが出てまいりましたけれども、これはどちらかというと、やってないので課題というよりは、かなり苦労されていて、特に産業遺産については東アジア、中国あるいは東アジア全域にたくさんあるのは分かっているんだけど、アクセスしてきちんと情報を調べるのは非常に難しいという状況でございます。

これは、ここで書きましたけれども、これ以外の、九州・山口も含めて、ほかの資産も非常に共通する点だと思いますので、先ほど先生からお話ありましたように、我々もできるだけ相手のコンタクト先ですとか、どういう知見があるというのを、当然、いろいろと御相談を受けますので、知り得たことを極力ほかの資産にもきちんとお伝えするようにしていきたいと存じます。

【西村委員長】 よろしくお願いします。ほかいかがでしょうか。では、最後の発言ということで。

【斎藤委員】 先ほど小風委員が絹産業遺産のネットワーク化について話されましたが、これに関連して、歴史文化基本構想の前の委員会、企画調査会のときに議論になったのは、文化財指定の総合化という話でした。例えば全国各地で行われている祇園祭を地域を超えて一体的に指定・保護する制度は作れないかという議論もありました。同じように、絹産業だけでなく、そういう文化財は幾つかありますので、是非、文化財保護法の制度の見直しのところで、もう一度、検討していただければと思います。

【西村委員長】 無形文化遺産の方でまさにそういうことが起きそうなので、まず神崎先生のところで議論していただいて、こちらにフィードバックしていただけるとありがたいなと思います。

どうぞ、次長。

【河村次長】 今の御提案、それから今の御議論を踏まえてなんですけれども、文化遺産あるいは文化財というものが文化財保護法の指定、選定などの体系、それから世界文化遺産というユネスコの枠組みの中でどう扱われるかということが一つの御議論であると思

うんですけれども、もう一つ、更に幅広くこうした指定、選定とかあるいは登録等は、それはそれとして一つのいろいろな審査の過程などがあるわけですが、それらのものも含め、更に地域の目から見て、また日本の目から見ての価値があるという文化資産的なもの、地域で大事にしてきたものを総合的に捉えるというのが今御指摘のありました歴史文化の基本構想を策定していこうというこの話題提案にもつながっていると存じます。

こういうふうに総合的に、あるいは面としていろいろなものを捉えて、それを保存の枠組みとして計画を作ると同時に、それを生かして、よりそれぞれの地域、町を活性化する。さらには、今政府全体で一つのクールジャパンといったことについての推進をしようという動きもございますけれども、そういうところに一つの文化遺産側からの提案としても、これを生かしてより世界に発信する。観光客も含めて、いろいろな関心のある人たちを呼び起こしていくということにつなげるような施策も私どもとしては検討してまいりたいと思っております。登録、指定、選定といった枠組みの中にそれを全部入れるのか、そうではなくて、もう少しソフトないろいろなやり方を考えていき、それに私どもがお手伝いするとか、予算的な面で何かの御支援をするとか、いろいろな関与の仕方があろうかと思っておりますので、そうした全体の世界に向けての発信という戦略の中で文化財、文化遺産も位置付けていきたいということを検討しておりますことを御報告申し上げたいと思います。

【西村委員長】 どうもありがとうございます。そういうことをぜひ見守っていきたいと思います。長官、どうぞ。

【近藤長官】 本日は大変中身の濃い議論がされて、私も大変強い関心と興味を持って拝聴しまして、たまたまユネスコにいるときから文化遺産、世界遺産、若干変わってきたこともあって、非常に興味深く聞かせていただきました。

今の点に関連しますけれども、今、日本全体でどうやって日本を再生していくか、アベノミクスとかございますけれども、それぞれ地域にある文化遺産あるいは歴史といったものをもう一度見直して、地元のみならず、日本国民全体が自信と誇りを回復する。それによって、日本人であることはどういうことなのかということを改めて見直すことで、変動している時代で我々がしっかりと地面に足をつける、そういうことをしていかないと、ネットでいろいろな情報が入る中で、若い人がそういったことに十分触れないままに流されてしまうおそれがあるんじゃないかという若干の懸念もございますので、その意味で文化遺産、あるいはより広い意味での文化遺産を今の文化財保護法の規定に限らず、あれは60年前の法律ですから、どういう形で生かしていくのかということをやより大きな観点、長期的な観点から考えていきたいということと、それを世界遺産に登録されるということは非常に大きな世界の承認ということで勇気づけられますので、それは年1件という制限がございますが、進めていく上で、これは今までもずっと直面してきた悩みではありますが、世界遺産委員会あるいはICOMOSが認める価値と、我々が価値あると思っているものに当然ずれがあるわけですね。柳之御所がそのいい例ですけれども。そのギャップというのは、やはりどんどん埋める努力を長期的にしていけないといけないと思います。

それは、ICOMOSに人を出すというだけではなくて、いろいろな会議の場で必ず我々の持っている価値観が世界で認められるような努力をしていく。奈良文書でしたか、あれは成功した例ですけれども、ああいったものを今後どんどんやっていくという上で、是非

先生方のお知恵、長期的な戦略というのをお知恵をいただいて、一つずつ積み上げながら、一遍で何かができるというわけではないと思いますけれども、そういう長期的な戦略も是非考えていきたいと思っておりますので、是非お知恵をいただきたいと思います。

【西村委員長】 どうもありがとうございます。それでは、これで議題4については終了したいと思っておりますけれども、繰り返しませんけれども、先ほど申しましたような取りまとめで今後は各ワーキンググループで議論していただきますし、各自治体でもそれに沿って今後の検討を進めていただきたいと思います。

それでは、その他です。これは連絡事項ですけれども、事務局から説明をお願いします。どうぞ。

【榎本記念物課長】 どうもありがとうございました。個別に先ほど清水先生からいただきました審議の運営上の論点に関しまして、御指摘ありがとうございます。次回からの審議には確実に反映いたします。ありがとうございます。

それから、本日の審議におきまして配付いたしました資料は、速やかに文化庁のウェブサイト公表したいと思っております。

それから、今日この場の御議論に関しまして、審議の概要速報のような形で速やかに公表してみたいと思っているところでございます。

その上で、今後のスケジュールでございますけれども、ユネスコ世界遺産委員会、これが6月16日から27日でございますので、その後の夏頃に本年度推薦の資産につきまして御審議いただきますよう開催することと予定しております。日程は、決定いたしましたら改めて御連絡いたします。

それまでの間、先ほどの御議論にもございましたけれども、より専門的な準備を深めるためにワーキンググループを開催いたしまして、さらなる御審議をお願いしたいと考えております。関係の先生方におかれましては、何とぞ御協力をお願いいたします。

それから、最後にもう1点だけ、現在推薦中の鎌倉と富士山につきましては、5月上旬ごろにICOMOS勧告が出る予定でございます。その結果を踏まえまして、6月の世界遺産委員会に臨むことになろうかと思います。

そのうち富士山につきましては、前期の世界文化遺産特別委員会でも御報告をいたしたところでございますけれども、それに関します追加情報要請の対応の方向性、これは前回御報告いたしましたが、その方向性でもってユネスコの委員会にも臨むことになると考えております。5月上旬の発表から6月までの間、期間が短いこともございますので、委員会への御報告が困難な場合も想定されますけれども、必要に応じまして委員長にも御相談しつつ進めたいと考えておりますので、何とぞ御了解いただきますよう、よろしく願いいたします。

【西村委員長】 それでは、これで会議を終了したいと思います。長時間の御議論、どうもありがとうございました。

— 了 —